

双葉町地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人双葉町社会福祉協議会が開設する双葉町地域包括支援センター（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）が要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業の実施に当たっては、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。

4 事業の運営に当たっては、関係市町村、他の地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。

5 前項のほか「双葉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」（平成26年双葉町条例第2号。以下「条例」という。）に定める内容を遵守する。

（名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 双葉町地域包括支援センター

(2) 所在地 福島県双葉郡双葉町大字長塚字谷沢町35番地の1

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 センターに勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、センターの担当職員の管理、指定介護予防支援の利用の申込み

に係る調整、業務の実施状況の把握、その他指揮命令等を一元的に行うとともに、センターの管理に支障がない場合には、自らも指定介護予防支援の提供に当たる担当職員を兼ねることができる。

(2) 担当職員 次に掲げる者のうち1名以上

ア 保健師

イ 社会福祉士

ウ 介護支援専門員

エ 経験のある看護師

オ 高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事担当職員は、指定介護予防支援の提供に当たる。

2 管理者及び担当職員は、当該介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができる。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日は、月曜日から金曜日とする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。

(2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(指定介護予防支援の提供方法及び内容)

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

(1) 利用者の相談は、センター内及び利用者の居宅、その他必要と認められる場所において行う。

(2) 利用者及び家族との面談により、利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定する。

(3) サービス担当者会議等を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間を定めた介護予防サービス計画(以下「計画」という。)を作成する。

(4) 指定介護予防サービス事業者等からの報告及び利用者の継続的なアセスメントにより、計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画変更等を行う。

(5) 計画に位置付けた期間が終了するときは、目標に照らした計画の達成状況について評価を行う。

(6) 前各号に定めるもののほか、条例第30条から第32条に従い実施する。

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払いは受けないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、双葉町とする。

(虐待防止に関する事項)

第9条 センターは、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 センターは、サービス提供中に、当該センター職員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを双葉町に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第10条 センターは、感染症や非常災害の発生時期において、利用者に対する介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメント防止に関する事項)

第11条 センターは、職員のハラスメント防止等に関する規程に基づき、運営の公正を確保し、職員の利益の保護及び能率の発揮のため、ハラスメントの防止及び排除のための措置を講じ、並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に、適切に対応するよう努める

(感染症の予防及びまん延防止のための措置)

第12条 センターは、感染症の予防及びまん延の防止をするために、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) センターにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) センターにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) センターにおいて、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 センターは、事業の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する

業務の範囲や業務量について配慮する。

- 2 センターの職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 3 センターは、自ら提供した指定介護予防支援または自らが計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じる。
- 4 センターは、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに双葉町、利用者の家族等に連絡を行うとともに、記録の整備その他必要な措置を講じる。
- 5 センターは、賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行う。

附則

- 1 この規程は、令和3年3月19日から施行する。

附則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から一部改正施行する。